

平成18年度随時監査(小修繕)(監査対象:建設局,教育委員会事務局)

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1)契約に関する事務について		
<p>ア 請負代金支払の遅延</p> <p>請負契約約款によると,請負代金は請負人の請求後30日以内に支払うことになっているにもかかわらず,遅延している事例が見受けられた。</p> <p>支払に係る手続は適正に行うべきである。</p> <p>(建設局東部建設事務所) (教育委員会事務局社会教育部生涯学習課) (学校園)</p> <p>また,履行確認後6箇月後に支払われている事例が見受けられた。</p> <p>請負人からの請求が遅れたことによるが,請負人と連携を密にし,支払に係る所定の手続は,すみやかに進められたい。</p> <p>(建設局中部建設事務所)</p>	<p>今後,特に事務が停滞する年未年始時期等に留意し,所内両課及び本庁関係課との調整を図り,速やかに事務処理を行うよう平成19年1月10日の所内会議及び関係担当者会議で周知徹底した。</p> <p>(東部建設事務所)</p> <p>今後は速やかに事務処理を行い,また,各課との連携を図り,遅延が生じないように努める。また,上記事項について,生涯学習課では,12月25日付の文書で周知徹底を図った。</p> <p>(教育委員会事務局社会教育部生涯学習課)</p> <p>学校園に対しては,1月29日付の文書で周知徹底を図った。</p> <p>(学校園)</p> <p>チェックリスト欄に支払い状況を記入するようにし,請求の遅れている業者に遅滞なく必要書類を提出させるよう改善した。</p> <p>(中部建設事務所)</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p>
<p>イ 契約の単位</p> <p>契約相手,契約内容,作業時期が同一であるにもかかわらず,分離発注されていた以下の事例が見受けられた。</p> <p>適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>・専決の範囲を超えていたため分離発注している事例</p> <p>(建設局西水環境センター)</p>	<p>今後同様の業務があるときは,契約をまとめ適正な事務処理を行うように,定例会議において周知した。</p> <p>(西水環境センター)</p>	<p>措置済</p>



(2)内容に関する事務について		
<p>ア 件名の付け方</p> <p>件名は、補修内容や施工場所等を簡潔かつ的確に把握出来るものにすべきであるにもかかわらず、ほとんどの物件を同じ名称としている事例が見受けられた。</p> <p>適切な事務処理を行うべきである。</p> <p>(建設局西建設事務所) (教育委員会事務局社会教育部 スポーツ体育課)</p>	<p>平成 18 年 12 月 1 日以降の支出命令書からは、公園名及び補修内容がわかるような件名にするように改善した。</p> <p>(西建設事務所)</p> <p>決議書等の「用途・摘要欄」に学校名を記入しているとはいえ、「クラブハウス整備」等の件名だけでは内容を把握しづらいため、今後は学校名と主な補修内容を件名に記載するなど、件名で内容を的確に把握できるように改善する。</p> <p>また、上記事項について、1 月付の文書で周知徹底を図った。</p> <p>(教育委員会事務局社会教育部 スポーツ体育課)</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

(3)履行に関する事務について		
<p>ア 施工の確認</p> <p>既存の基礎を再利用して補修する公園灯の柱部の取り替え工事において、ホールインアンカーの平面施工位置について、基礎の縁端部との離隔が不明確である事例が見受けられた。</p> <p>埋設されてしまう重要な施工部分は明瞭な確認記録を残しておくべきである。</p> <p>(建設局北建設事務所)</p>	<p>同様の補修を実施する場合は明瞭な確認記録を残すよう、施工業者への指導の徹底を平成19年1月17日の所内会議で周知徹底した。</p> <p>(北建設事務所)</p>	措置済
<p>イ 安全な工事</p> <p>中学校のカウンセリング室の改修工事において、流し用電気温水器の設置に際し、アース工事をしていない事例が見受けられた。</p> <p>事故防止のため速やかに整備すべきである。</p> <p>(教育委員会事務局総務部学校整備課)</p>	<p>電気温水器本体のアース接続工事を11月末に完了した。今後は、安全対策も含めて発注するなど安全な工事を徹底する。</p> <p>また、上記事項について、2月6日付の文書で周知徹底を図った。</p> <p>(教育委員会事務局総務部学校整備課)</p>	措置済
<p>ウ 適切な工事</p> <p>小学校の窓枠取替工事において、固定窓にすべきものを、引き違い窓に改修している事例が見受けられた。</p> <p>適正な工事を行うべきである。</p> <p>(太山寺小学校)</p>	<p>窓を固定する工事を2月に完了した。今後は、適切な施工を行う。</p> <p>また、上記事項について1月29日付の文書で周知徹底を図った。</p> <p>(太山寺小学校)</p>	措置済

(4)検査に関する事務について		
<p>ア 写真などによる履行記録</p> <p>動物舎の改修工事をはじめ写真などによる履行記録が無い事例や、木製遊具補修などについて、写真の撮り忘れの多い事例が見受けられた。</p> <p>適切に履行記録を整備させる必要がある。</p> <p>(建設局王子動物園) (建設局西部建設事務所)</p> <p>また、施工現場によっては特段の安全対策を指示し、見積もり書にも「フェンス張り養生」が明記されているにもかかわらず、設置を確認できる写真のない事例も見受けられた。</p> <p>状況によりの確な写真を記録させ受理すべきである。</p> <p>(建設局西部建設事務所)</p>	<p>平成 19 年 1 月からの補修工事等にかかる履行記録の取扱を次のとおりとしている。 10 万円以上の案件について、記録写真を添付した工事報告書を整備する。 10 万円未満の案件について、工事報告書を整備する。</p> <p>(王子動物園)</p> <p>作業内容が分かるよう、着手前、作業中及び作業後見えなくなる地中部分、特に職員が指示した項目などについては写真撮影を行うよう指示し、記録に残すように平成 19 年 1 月 17 日の所内会議で周知徹底した。</p> <p>(西部建設事務所)</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>
<p>イ 写真の撮影方法</p> <p>履行確認及び施工記録のため写真を受取っている。</p> <p>しかし、発注書で 3 種ケレン（劣化塗膜、錆を除去し、鉄肌をあらわす）となっているが、さびが残っている作業途中の写真を受取っている事例が見受けられた。</p> <p>施工工程の適切な写真を受取るべきである。</p> <p>(建設局中央水環境センター)</p>	<p>再発を防止するため、施工工程の適切な写真を撮るよう現場施工時の指導を徹底し、また、工事写真の受け取り時のチェックを徹底することとした。</p> <p>(中央水環境センター)</p>	<p>措置済</p>

(5)審査会		
<p>ア 審査会の運営</p> <p>「各局室区小修繕審査会設置要領」において、小修繕契約件数が1,000件を超える部局は年4回審査会を開催すべき規程になっているにもかかわらず、規程どおり開催されていなかった。</p> <p>適正な運営を行うべきである。</p> <p>(建設局) (教育委員会事務局)</p>	<p>今後は、規定に応じ適正に行います。</p> <p>(建設局)</p> <p>ご指摘のとおり、今後は規程どおり開催する。</p> <p>(教育委員会事務局)</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>
<p>イ 審査会への付議</p> <p>道路機動隊事務所の建物及び付帯設備、並びに公園砂防部管理課所管の公園施設に関するその他請負専決契約について、建設局小修繕審査委員会の所掌事務としていなかった。</p> <p>適正な事務処理を行うべきである。</p> <p>(建設局)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路機動隊事務所 平成19年1月発注分より実施</li> <li>・公園管理課所管 平成18年度より実施しております。</li> </ul> <p>(建設局)</p>	<p>措置済</p>
<p>ウ 緊急対応業者の決定時期</p> <p>10月に緊急対応として発注された公園の漏水補修2件の工事において、緊急選定業者が17年度の選定外業者であった事例が見受けられた。</p> <p>選定業者が未通知であったため前年度の業者を選定したとの理由であるが、選定業者は、年度の当初からの確に運用できるように整備しておくべきである。</p> <p>(建設局)</p>	<p>平成18年度分については平成18年3月開催の委員会において業者選定し、4月より運用しております。</p> <p>(建設局)</p>	<p>措置済</p>